

神崎町賃借料情報(参考)

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、下記のとおりとなっております。

※数値は参考として情報提供するものであり、実際の賃料は、各地域の農地の条件等により異なりますので、相対で協議の上決定してください。

令和8年4月1日

神崎町農業委員会

【田(水稻)の部】

地区名	10a当たり賃借料			データ数
	平均額	最高額	最低額	
神崎地区 (神崎東部地区を含む)	円 14,800	円 20,000	円 13,000	筆 83
米沢地区	13,700	20,000	7,100	50
(参考)全町平均	14,400			

物納(米)

地区名	10a当たり賃借料			データ数
	平均額	最高額	最低額	
神崎地区 (神崎東部地区を含む)	俵 1.0	俵 1.5	俵 1.0	筆 22
米沢地区	0.7	0.7	0.7	3
(参考)全町平均	1.0			

【畑(普通畑)の部】

地区名	10a当たり賃借料			データ数
	平均額	最高額	最低額	
神崎地区 (神崎東部地区を含む)	円 12,500	円 15,000	円 4,900	筆 8
米沢地区	7,800	10,300	7,000	9
(参考)全町平均	10,000			

- 1 データ数は、集計に用いた賃貸借件数(筆数)である。
- 2 データの集計にあたり、著しく高額または低額の賃借料は除外している。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- 4 田はれんこん圃場を除く。